

高圧ガスに係る危険時の措置及び事故について



◆ 危険時の措置及び届出（法第36条）

- 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったときは、その所有者又は占有者は、直ちに、災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。
- 危険な状態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【危険時の措置】 cf. 一般則第84条・抜粋

- ①製造施設・消費施設 ⇒ 製造・消費の中止及びガスの移動又は放出
- ②応急の措置及び必要な作業員以外 ⇒ 退避
- ③上記①②の措置を講じられない場合 ⇒ 付近の住民に退避を警告
- ④容器等が外傷又は火災 ⇒ 廃棄の基準に従い放出又は水中・地中へ

高圧ガスに係る危険時の措置及び事故について



◆ 事故届(法第63条)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 所有・占有する高圧ガスについて災害が発生したとき
- 所有・占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき

事故の定義 ⇒ 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスに係る事故等が発生した場合における連絡方法、対応措置、処分方法、対策の確立方法等に関する事項を定め、事故に伴う業務を迅速、かつ、適確に処理するために、経済産業省が制定したもの。

高圧ガスに係る危険時の措置及び事故について



- ◆ 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領における事故の定義
 - 高圧ガス設備等（以下、設備等という）が**爆発**したもの
 - 設備等において、**燃焼現象**が生じたもの
 - 設備等において高圧ガスの**噴出又は漏えい**が生じたもの
 - **設備等の破裂、破損又は破壊等**が生じたもの
 - 高圧ガス又は高圧ガス容器の**喪失又は盗難**
 - 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が**危険な状態となったとき**
 - その他

高圧ガスに係る危険時の措置及び事故について



◆ 事故届に係る罰則（法第83第1号）

第六十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、**三十万円以下の罰金**に処する。

高圧ガス事故（漏えい、容器の喪失・盗難等）が発生した際は、速やかに栃木県工業振興課保安担当までご連絡ください。



【連絡先】

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

TEL：028-623-3196 FAX：028-623-3945

▶ 夜間及び休日（上記以外の時間）

TEL：090-8819-5002 又は 090-2204-6521

【報告いただく内容】

- ①事故発生日時
- ②事故発生場所（住所、名称等）、
- ③被害の状況（人的・物的被害）
- ④事故の概要（経過、規模等）
- ⑤事故の原因
- ⑥事故後の対応
- ⑦通報者及び連絡先
- ⑧その他

まずはご一報を！